

(J1-2) 土木学会資金運用規則

平成20年11月21日 制 定
平成22年4月23日 一部改正
平成23年11月18日 //

(総則)

第1条 土木学会資金（以下「資金」という。）の運用は、この規則により行うものとする。

(運用対象とする資金)

第2条 運用対象とする資金は、学会（本部および支部）が保有し管理するものであって、流動資産、固定資産のうち特定資産とする。

(運用方法)

第3条 資金運用は、安全・確実かつ効率的に行うこととし、元本保証の預金、国債等債券、及びこれらに準じた安全性・確実性を有するその他の金融商品で行うこととする。

2 運用期間は10年を超えないものとする。なお、1年以内に支出見込がある資金については、換金性に十分配慮して運用するものとする。

3 運用方法の選択にあたっては、金融機関の信用度を斟酌して、金融機関の選定および預金の分散を図るものとし、特定の金融機関、特定の運用形態に集中させてはならない。

(運用方法の決定手続き)

第4条 財務・経理部門は、資金の運用に際し、別途定めるガイドラインに基づき、金額、運用方法とその選択理由、留意すべき点、発生する運用益の見込み等を記載した「資金運用計画書（様式-1）」を作成し、理事会の承認を得るものとする。

2 支部において銀行預金以外で運用を計画する場合は、財務・経理部門に上申し、前項により、運用実行について理事会承認を受けるものとする。

3 経理職は、資金運用計画書に基づき資金運用を実施する。

4 経理職は、緊急に変更する必要がある場合は、財務・経理部門主査理事および会長の了承を得て、速やかに変更することができる。この場合には直後の理事会で報告するものとする。

5 財務・経理部門は、直属の検討部会を設けて、資金運用方法の検討・審議を行うことができる。検討部会は規則を作成し、理事会に報告するものとする。

6 前項検討部会は、検討結果に基づいて発生する学会の一切の損失に関して賠償の義務を負わない。

(運用状況の報告)

第5条 経理事務担当者は、土木学会会計規程第45条（月次収支報告）の定めに基づいて、資金運用状況について、経理事務責任者を通じて経理職および理事会に報告を行うものとする。

(担当部門および事務局)

第6条 本規則に基づく資金の運営は、財務・経理部門が担当する。経理事務は経理課が担当する。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成20年11月21日 理事会議決） この規程は、平成20年11月21日から施行する。

附則（平成22年4月23日 理事会議決） この規程は、平成22年4月23日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 規程から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

(様式-1)

平成 年度 土木学会資金運用計画書

勘定科目	運用金額 (単位：円)	運用期間						運用方法			留意すべき 運用リスク	格付				運用益の 見込	その他 参考事項
		3か月	6か月	1年	2年	2年 以上	期間を 記入	機関	名称(預金また は投資債券)	選択理由		S&P	ムーディ ーズ	日本格付 研究所	格付投資 センター		

II-JI-2-2